

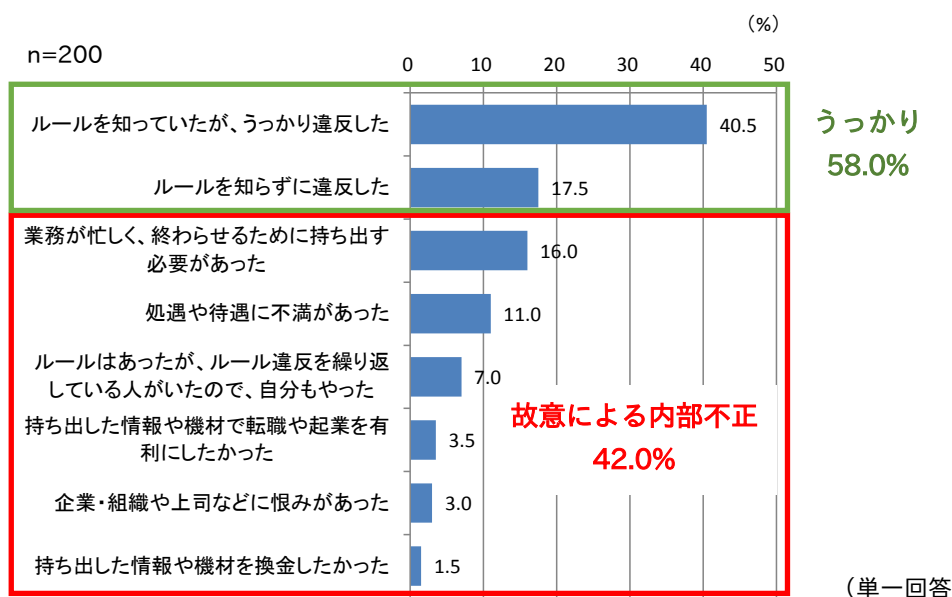
① 2014年～2015年に報道された内部不正事件（報告書P.4 表1）

報道時期	不正行為者	動機	顛末	概要
2015年10月	職員	仕事や勉強に利用	停職6ヶ月	市民の個人情報を含む行政情報等のファイル約220万件を、職場に貸与されたUSBメモリを使い不正に持ち出し、自宅に保管していた。
9月	職員	私的な開発に利用	懲戒免職	市職員が、約68万件の有権者情報を無断で自宅に持ち帰り、外部に流出させた。
4月	退職者	転職先での利益取得	逮捕※	元社員が、競合会社に転職する際、営業秘密である機械の図面データを不正に持ち出した。
2月	退職者	転職先での利益取得	逮捕※	元社員が、営業秘密である情報を不正に取得し、自分のハードディスクに複製した。退職後は海外企業に転職していた。第三者提供は確認されていない。
1月	退職者	転職先で役立つため	逮捕※	元社員が、販売戦略に関する営業秘密を不正に取得した。
2014年7月	委託先社員	金銭取得	逮捕※	顧客データベースを保守管理するグループ会社の業務委託先の社員が、約3,504万件の個人情報を不正に持ち出し転売した。
5月	委託先社員	自社の利益享受	懲戒解雇	ネットワークシステムを保守管理する委託先の社員が、権限を悪用し委託先の情報を不正に入手、自社の入札活動に利用した。
3月	業務提携先退職者	処遇の不满、金銭取得	逮捕※	業務提携先の社員が、機密情報を不正に持ち出し、転職先の海外企業に提供した。

※不正競争防止法違反による

（報道により公表された事例をIPAがまとめたもの）

② 内部不正経験者が不正行為を行った理由（報告書P.16 図10）



③ 情報持ち出しに関する順位の比較 (報告書 P.19 表 10)

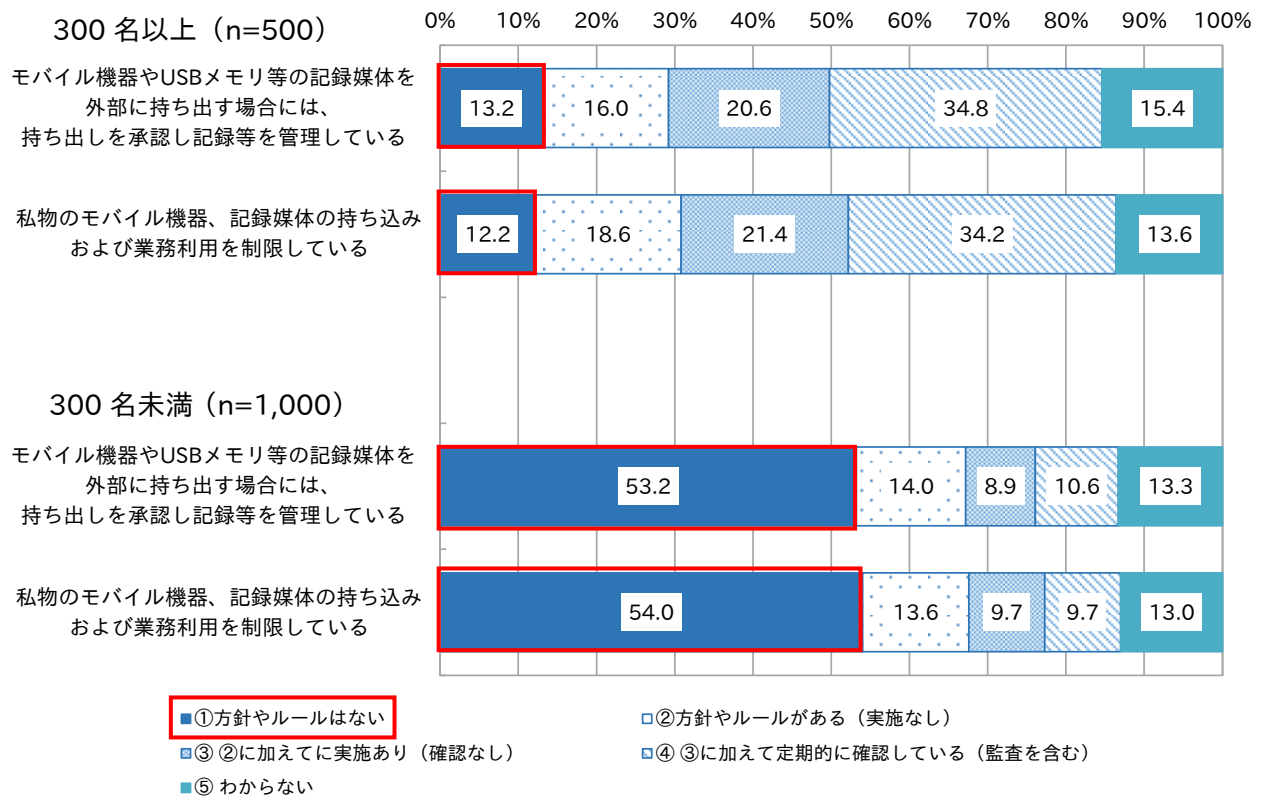
上段：内部不正経験者すべて (n=200) 下段：故意の内部不正経験者のみ(n=98、「不正行為の動機」は n=84) (*1)

(単位：%)

項目	1位		2位		3位	
発生部門	販売・営業部門	31.5	企画・広報部門	23.7	情報システム部門	20.9
	販売・営業部門	36.2	情報システム部門	21.5	企画・広報部門	19.5
行為者	技術者・開発者	39.0	システム管理者	37.0	派遣社員	27.0
	システム管理者	23.5	技術者・開発者	22.1	経営層・役員	17.4
不正行為の動機	ルールを知っていたが、うっかり違反した	40.5	ルールを知らずに違反した	17.5	業務が忙しく終わらせるため持ち出した	16.0
	業務が忙しく終わらせるため持ち出した	38.1	処遇や待遇に不満があった	26.1	持ち出した情報や機材で転職を有利にしたかった	16.7
対象情報	顧客情報	52.3	技術情報	35.8	営業計画	26.2
	顧客情報	48.3	技術情報	36.9	営業計画	32.9
持ち出し手段	USBメモリ	43.6	電子メール	34.3	パソコン	25.5
	USBメモリ	53.0	電子メール	28.9	紙媒体	18.8

(「不正行為の動機」以外は複数回答)

④外部記録媒体の利用制限に関する方針やルール (報告書 P.22 図 17、P.24 図 18 より一部抜粋)



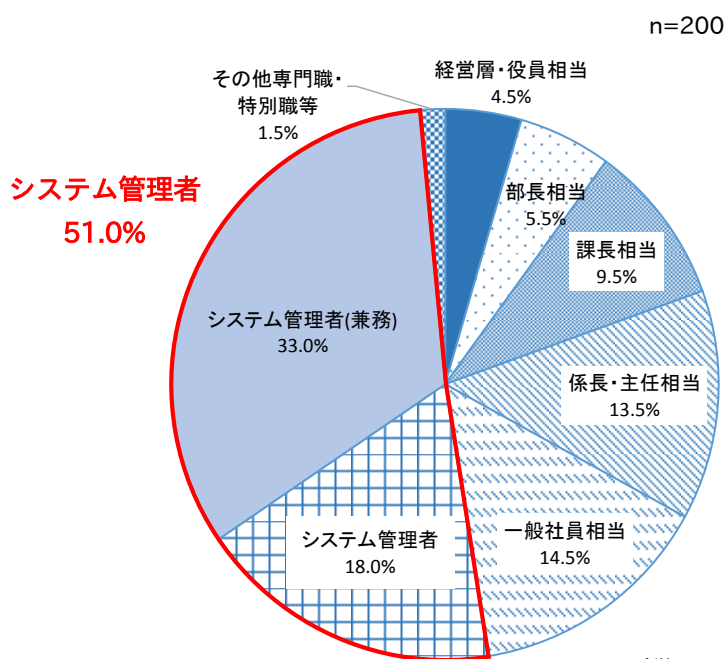
(*1)「不正行為の動機」は、不正行為の経験者自身が行った内部不正についての回答。その他の項目は、所属する企業・組織で発生した、経験者以外によるものを含む。

⑤ 内部不正に効果的だと思う対策の比較 (内部不正経験者と経営者・システム管理者) (報告書 P.42 表 13)

内部不正経験者		対策	経営者・システム管理者	
順位	割合		順位	割合
1位	50.0%	ネットワークの利用制限がある (メールの送受信先の制限、Web メールへのアクセス制限、Web サイトの閲覧制限がある)	2位	30.3%
2位	46.5%	技術情報や顧客情報などの重要情報にアクセスした人が監視される (アクセスログの監視等を含む)	4位	27.0%
3位	43.0%	技術情報や顧客情報などの重要情報は特定の職員のみがアクセスできる	1位	43.9%
4位	25.0%	職務上の成果物を公開した場合の罰則規定を強化する	12位	12.8%
5位	23.5%	管理者を増員する等、社内の監視体制を強化する	11位	13.1%

(内部不正経験者：n=200、経営者・システム管理者：n=1,500)

⑥ 内部不正経験者の職務 (報告書 P.14 図6)



(単一回答、システム管理者のみ複数回答可)